

警察官の昇任に関する訓令（平成2年9月1日島根県警察訓令第10号）

（概要）

この訓令は、職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号）及び職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）に基づき、島根県警察における警察官の昇任に関し、必要な事項を定め、もって適正な昇任管理に資することを目的としたものです。